令和 ２ 年　１０月２７日

ふれあい通信

第１９号

飲んだら　乗らない！　乗るなら　飲まない！

飲酒運転 根絶

※以下の行政処分は、以前に違反や事故がない場合

	酒酔い運転	酒気帯び運転		
罰則	５年以下の懲役又は １００万円以下の罰金	３年以下の懲役又は ５０万円以下の罰金		
違反点	３５点 免許取消し 欠格期間3年	呼気１リットル中	０．２５ｍｇ以上 免許取消し 欠格期間２年	２５点
			０．１５ｍｇ以上 ０．２５ｍｇ未満 免許停止90日	１３点

注意 POLICE 酒酔い運転・酒気帯び運転 注意 POLICE

- 深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときも運転をしてはいけません。
- 自転車の飲酒運転も絶対してはいけません。

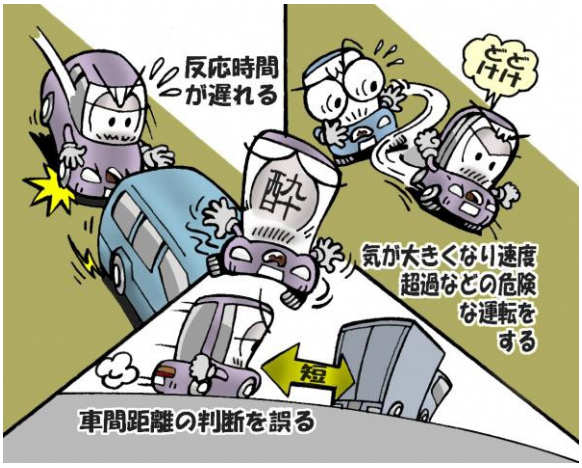

酒類提供禁止

飲酒運転車両への同乗禁止

車両提供禁止

手記

後悔

会社員　２１歳

「バレなければ大丈夫」

私はそう思って生きてきました。日常的になっていた飲酒運転。正直、事故を起こすまでは、飲酒運転の恐ろしさを全く理解していませんでした。

ある年の１月、私は仕事を終わらせ、久しぶりに会う友人らとの飲み会に参加しました。

会話は弾み、気が付けば日付が替わり、終電や終バスの時刻を過ぎていました。

店を出ると、私は当たり前のように車に乗り、友人を家まで送り届けました。後は通り慣れた道を帰るだけ、家が近くなり気も緩んでいました。抜け道である一方通行の道に入った矢先、人影らしきものを見た時には「ドン」という鈍い音が車全体を通して伝わってきました。人を撥ねてしまったことは瞬時に分かりました。正常な判断が出来ていればすぐに車を止め、人命救助に向かったでしょう。

しかし、酒に酔っていた私は「警察に捕まってしまう、会社を辞めさせられるかもしれない」という気持ちしかなく、その場から逃走してしまいました。さらに、私はこの罪を逃れようと車を乗り捨て、警察に「車を盗まれた」と嘘の通報をしました。警察署に行き、車を盗まれたデタラメな経緯を話している時、警察官に「実は近くで人が死亡する事故があった」と聞かされました。その瞬間頭の中が真っ白になり、私が事故を起こした張本人であると全て白状しました。

逮捕後すぐに、家族と会社の上司が来てくれて、目に涙を浮かべながら話すのを見て、本当に大変なことをしてしまったと感じました。そして取り調べの中で、被害者の方がどんな方だったのかを聞かされる度に、人を殺してしまったという現実が重くのしかかってきました。「バレなければ大丈夫」という考えでやってしまっていた飲酒運転。この時に初めて自分のやっていたことの恐ろしさを知り、何度も後悔しました。

私は尊い命を奪ってしまいました。さらにそれだけではなく、被害者ご遺族の方、周りの方々との時間、将来、希望をも奪い、人生を一変させてしまいました。私はこの責任を重く受け止め、心から反省し、誠意を持った謝罪をしていこうと決意しました。

その後、私は過失運転致死、道路交通法違反の罪で、懲役2年6月の実刑判決を受けました。刑が始まったばかりの頃は、自分のことばかりを考えていました。家族や友人は私のことをどう思っているのか、社会的地位を失った私の今後の人生はどうなってしまうのか、そんなことばかりを考えて生活していました。

しかし、家族や友人は私を見捨てることなく支え、応援してくれたのです。刑務所での教育の中では、被害者の方や被害者ご遺族の方について考える機会が与えられたことで、ようやく被害者ご遺族の方の心情に目を向けることができるようになりました。その時に改めて、被害者ご遺族の方が大変な苦痛を抱えて生活していることを知り、人の命がどれだけ重いものかというのを痛感しました。

私の犯した罪は、決して許されることではありません。被害者の方の命を奪っただけではなく、被害者ご遺族の方にも一生消えることのない、深い傷を負わせてしまいました。私はこれから、慰謝の気持ちを深めていき、事件に関係したすべての人に対して真摯な気持ちで謝罪し、少しずつ一生をかけて罪を償っていきます。

最後にお伝えしたいことがあります。

「バレなければ大丈夫」という気持ちを少しでも持ったことがある方、その考えは絶対に捨ててください。後になりどんなに後悔しても、時間は決して戻ってくれません。私のような加害者にならないよう、また、これ以上、尊い命が奪われることのないよう祈っています。

（一財）東京交通安全協会　「贖（あがな）いの日々」より

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表）　Eメール x0022@police.pref.shiga.jp